



# 鳥取県公報

令和5年10月20日(金)  
第9540号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (493) (孤独・孤立対策課) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (494) (農地・水保全課) . . . . . 2
	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜 (495) (畜産振興課) . 2
	公共測量の終了 (496) (県土総務課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の退任 (497) (中部総合事務所農林局) . . . . . 3
	土地改良区連合の役員の退任 (498) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (499) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (500) (〃) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (501) (〃) . . . . . 4
	土地改良区の役員の就退任 (502) (西部総合事務所農林局) . . . . . 4
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の変更 (44) . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人育生会	米子市西町6	訪問看護ステーション高島病院	米子市西町6	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	令和5年3月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人育生会	米子市西町6	訪問看護ステーション高島病院	米子市西町6	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	令和5年3月1日

## 鳥取県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、溝口町土地改良区の定款の変更を令和5年10月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第495号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和5年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
華乃姫	15782-1303-8	令和5年10月1日	検定中
秀美津国	15132-1670-4	"	"

## 鳥取県告示第496号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、北栄町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により

告示する。

令和5年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真地図作成）
- 2 作業地域 東伯郡北栄町
- 3 終了年月日 令和5年9月29日

**鳥取県告示第497号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年10月20日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

監 事 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502

令和5年9月30日退任

**鳥取県告示第498号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和5年10月20日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

監 事 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502

令和5年9月30日退任

**鳥取県告示第499号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ファーマシィ	ファーマシィ薬局米子センター	米子市上福原177-3	令和5年10月10日	令和5年12月10日	居宅療養管理指導
〃	よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	〃	〃	〃

**鳥取県告示第500号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ファ ーマシィ	ファーマシィ 薬局米子セン ター	米子市上福原 177-3	令和5年10月10日	令和5年12月10日	介護予防居宅療 養管理指導
〃	よなご薬局	米子市車尾四 丁目14-15	〃	〃	〃

**鳥取県告示第501号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
合同会社テイ ルウインド	米子市観音寺新 町五丁目2-12	シェルティ	米子市米原九丁目11 -13	就労継続支援A型	令和5年10 月17日

**鳥取県告示第502号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事 高 橋 文 雄 米子市石州府443

監 事 野 坂 幸 秀 米子市石州府449

令和5年2月14日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 奥 田 守 正 米子市石州府456

監 事 野 坂 利喜雄 米子市石州府433

令和5年3月7日就任 任期 令和7年3月22日まで

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第44号**

日野町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更の報告があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

変更前	変更後
日野町下榎集会所	日野町下榎隣保館

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年10月20日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

病理検査システム 一式

#### (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

#### (4) 納入期限

令和6年3月29日（金）

#### (5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5年10月20日（金）から同年11月29日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 令和5年10月20日（金）から同年11月29日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器又は情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和5年10月27日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

### 4 入札手続等

## (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730  
鳥取県立中央病院事務局経営戦略課  
電話 0857-26-2271 (内線2752)  
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書等の交付方法

令和5年10月20日(金)から同年11月21日(火)までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

## ア 交付期間及び交付時間

令和5年10月20日(金)から同年11月21日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

## (4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和5年11月29日(水)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。

## イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階会議室1

## 5 入札者に要求される事項

## (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

## (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵送等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

## (3) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5年11月21日(火)午後5時までに、郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Pathological examination system, 1 Set

(2) November 21, 2023 5 : 00 PM : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) November 29, 1 : 30 PM : Time-limit for the submission of tenders

November 29, 10 : 00 AM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Please contact : Management Strategy Division, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271